

戦国大名大友氏の「方分」について

— 他国支配機構に関する基礎的研究 —

八 木 直 樹

はじめに

本稿の目的は、戦国大名大友氏の領域支配の実態と構造を明らかにする前提作業として、戦国期大友氏独特の領域支配機構の一つとされる「方分」^{ほうぶん}の機能と実態を明確にすることにある。

周知のように、大友氏は鎌倉期以来守護・守護大名を経て戦国大名への転化を遂げた全国でも稀有の大名である。本稿にて検討するのは、戦国大名段階の大友氏であるが、当該期の大友氏が前代の守護・守護大名段階と大きく異なるのは、本国豊後国から他国へとその領国を拡大した点にあらう。そのため鎌倉期以来一貫して守護として着実に支配を確立してきたまさに本国ともいべき豊後国と、戦国期になり新たに領国に組み込まれた他国とではその支配体制は大きく異なっている。

戦国期の大友氏に関する研究は枚挙にいとまがないが、大友氏の領域支配体制について体系的に論じた外山幹夫氏は、本国豊後国では「政所」という郷庄単位に設置された地域支配機構を通じて支配する「政所支配体制」を基本に「方分」・「検使」⁽²⁾を通じて「密度の高い支配」であったとする。それに対し、他国では守護代―郡代⁽³⁾を通じて支配体制から、戦国期に入ると「方分」―「検使」を通じて支配へと移行したとする。また肥後国玉名郡関城、豊前国宇佐郡妙見岳城、筑前国立花城など軍

事上の要地には、大友氏の年寄クラスの重臣が「城督」として現地に派遣されて⁽⁴⁾いる。こうした大友氏の地域支配機構のなかでも、本稿にて検討する「方分」は、恒常的な他国支配機構として特に重要な役割を担っていたと位置づけられている。にもかかわらず、地域支配機構に関する従来の大友氏研究では、主に本国の支配機構である「政所」を扱った論考に比して、他国支配機構である「方分」に関する研究は活況であるとは言い難い状況にある。⁽⁵⁾

その「方分」とは、外山幹夫氏によれば大友氏の政権中枢は数名の年寄からなり、年寄のなかから本国豊後国では郡単位、他の国々では国単位に設置された年寄による方面別担当制とされ、⁽⁶⁾担当地域において方分は①「公事沙汰」・「欠地」等の公務一般の処理、欠所地の処分等を主要な内容とする行政権、②司法・警察権、③軍事指揮権を持つと⁽⁷⁾される。また、他国における方分は系譜的には室町期における守護代を継承したものと位置づけられている。

領域支配機構である「方分」の最大の特徴は、大友政権中枢の最上位にある年寄が、おのおの特定地域を分担して地域支配にあたっているという点であろう。年寄は、本来的には常に政権中枢である豊後府内にあり領国経営にあたるべき存在であるが、その年寄が方分として担当地域である現地へと赴任したのかどうかについてはいまだ定まった見解がない。⁽⁸⁾

そこで本稿では、特に政権中枢の最上位にある年寄が方分として領域支配にあたっている実態とその意義を明確にすることにより、大友氏の領域支配の特質に迫りたいと考える。その際に、方分が恒常的な他国支配機構であるという点を重視しつつ、本国に比して研究史の蓄積が薄い大友氏の他国支配の解明へとつながるように注意を払いながら、方分の再検討をしたい。

註

(1) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』(本論第二編第四章、雄山閣出版、一九八三年)。

(2) 「検使」とは、政所・方分支配体制に対する監察・補充機関として特定の単一の命令を帯びて臨時的に大友氏から直接派遣される領域支配の臨時機構である(前掲外山『大名領国形成過程の研究』)。

(3) 郡代の研究は乏しいが、筑後国三潞郡代であった田原親賢について検討した、木村忠夫「田原親賢考―戦国大友氏の支配制度の一考察」(『歴史論』三号、一九六五年)を参照。

(4) 「城督」については、豊前国妙見岳城督田原紹忍に関する、木村忠夫氏の一連の論考「田原紹忍の軍事力(一・二・三)」(『九州史学』二七・二九・三二号、一九六四・五年)を参照。

(5) 「政所」に関して検討した論考を含む戦国期大友氏研究の最新の成果が三重野誠『大名領国支配の構造』(校倉書房、二〇〇三年)であるが、三重野氏は地域支配機構に関しては本国における「政所」・「検使」の機能と変遷を明らかにしているだけであり、他国支配機構である「方分」については全く言及していない。

(6) 芥川龍男『豊後大友氏』(新人物往来社、一九七二年)は、他国である肥後国においても郡単位での方分の設置がみられるとしている。

(7) 橋本操六「大友氏の領国支配機構―方分の再検討―」(『日本歴史』四七四号、一九八七年)は、方分の権限として他に管内への周知、修礼事項の披露等を挙げているが、方分がその機能を持つ根拠となる具体的な史料の提示は行なっていない。

(8) 外山幹夫氏は、年寄のうち極少数の者が方分に任じられており、方分は政権中枢である豊後府内にある場合と、担当地域に赴いている場合があるとしているが、この点に関して堀本一繁「戦国期博多の防御施設について」(『房州堀』考)(『研究紀要』(福岡市博物館)第七号、一九九七年)は、領国中枢にある年寄と現地に赴任する城督・郡代等とを峻別すべきであると指摘している。

第一章 他国における方分の確定

第一節 先行研究における方分の推定

方分が、政権最上位にある現役の年寄から任命されるものであることは、先行研究にて一致した見解である。⁽¹⁾ そして豊後本国では郡単位、他の国々では国単位(あるいは郡単位という説も)に設置されたとされ、現在までに方分に推定されている人物

は多数に及ぶ。そこで先行研究にて方に推定されている人物を外山幹夫氏⁽²⁾、福川一徳氏⁽³⁾、橋本操六氏⁽⁴⁾、西村圭子氏⁽⁵⁾の仕事によりその一覧を示すと次のようになる。

四

豊後国国東郡 吉岡長増・※田原親宏・※柴田礼能・田原親家(外山)、大神親照・雄城治景(福川)、市河親清(橋本)

豊後国大分郡 ※吉弘鑑久(外山)

豊後国大野郡 ※木上長秀(外山)

豊後国直入郡 浦上宗鉄(外山)、木上長秀(福川)

豊後国玖珠郡 山下長就・吉弘鑑理・吉弘鎮信・田北鑑生・朽網宗歴・※田原親家・斎藤道槃(外山)、※小原右並・田北

親員・白杵鑑速(福川)、朽網親満(橋本)

豊後国日田郡 朽網宗歴(外山)

豊後国海部郡 佐伯惟教(外山)、※白杵鎮理(福川)

豊後国速見郡 ※小原右並(福川)、大神親照(橋本)

筑後国 本庄右述・入田親廉・志賀伊勢入道・田北鑑生・豊饒永源・戸次鑑連・田原親賢・田原親家・志賀親守・浦上宗

鉄・葛西周防入道・朽網宗歴(外山)、白杵長景・※一万田鑑実(福川)

肥後国 坂折秀家・小原鑑元・戸次鑑連・吉弘鑑理・白杵鑑速・志賀親守・木上宗閑(外山)、朽網親満・入田親廉・※佐

伯惟教・志賀親度(福川)

肥前国 白杵鑑速・田原親賢(外山)、吉弘鑑理(福川)

筑前国 田北親員・白杵鑑速・吉弘鑑理・戸次鑑連・高橋紹運(外山)、田北鑑生(福川)、※得永親宣(橋本)、白杵鑑統・

田原親賢(西村)

豊前国 木上長秀・白杵長景・吉岡長増・吉弘鑑理・田原親賢・田原親宏(外山)

方分と推定されている人物は多数いるが、なかには推定の根拠を示されていない場合も多い⁽⁶⁾。また方分であることの前提条件である現役の年寄であるという条件を満たしていない人物も含まれている⁽⁷⁾。このように方分と推定される人物は、研究者により大きく相違があることは一見して明らかであろうが、その抽出方法は次の外山幹夫氏、芥川龍男氏の提唱する方法に拠っているものと思われる。

まず外山氏は、大友氏当主発給文書の文末にある文言「猶何某可申候」の「何某」が年寄であることが確認できる場合、その人物が関係地域の方分であるという方法を提唱されている。次に芥川氏は、大友氏年寄連署状の署判位置から方分を確定するという古文書学的抽出方法を提唱しており、年寄連署状の日下署判者（連署者中の筆頭に署判している人物）を方分に推定している⁽⁸⁾。しかし、この芥川氏の提唱する方法は、当主義鎮（宗麟）代になると不十分であるとする指摘が木村忠夫氏によりなされている⁽⁹⁾。

このように、方分研究はいまだ基礎的作業すら不十分な状況にあり、また方分の就任・在任期間・変遷などについてはまったく明らかにされていないのが現状である。そこで、他国支配機構である方分の機能と実態を明らかにするためには、その前提作業としてまずは方分の確定から再検討する必要があるだろう。次節では他国における方分を確定することにしよう。

第二節 方分の条件と確定

ここでは方分の職務に関する唯一の記載がみられる「当家筆法之抄条々」⁽¹⁰⁾を検討することから始めたい。この条々の中には、方分に関する記述が何箇所かあるが、その三二条には、

年頭御祝儀者二月、三月^ニ被申上候、御父子様、同御簾中様、以上四通にて候、是^ニ無子細 為今年祝儀太刀一腰并何々送給候、祝著候、猶何^{時方}ノ何かし可申候、恐々、二字書モアリ、人^一ヨリ御懇之儀祝著など、御座候、平人^ハ、為改年之

儀何々給候、又ハ到来悦喜、悦入なとゞ候て、恐々謹言と御座候、八朔、歳暮、御書准之、

とあり、家臣団から「年頭御祝儀」の進物が到来した際に大友氏当主が発給する礼状の書式が載せられており、その礼状の添状発給者である「何ノ何かし」が「時方分宿老」||方分なのである。そしてこの礼状の発給は「年頭御祝儀」に限らず「八朔」「歳暮」の場合も同様であることが記されている。またこの三二条と同様の内容は、同三〇条にも載せられており、そこにも「年頭」「八朔」「歳暮」の進物が「御分国」中より到来した際に当主が発給する礼状の添状発給者を「時ノ方分」が務めていたことが記されている。つまり、「年頭」「八朔」「歳暮」の進物が到来した際に大友氏当主が発給する礼状の添状発給者が年寄である人物を、その地域担当の方分とみなすことは問題がないといえるだろう。このような年頭・八朔・歳暮の進物が分国中から到来した際に大友氏当主が発給した礼状を蒐集し、一覽としたものが【表①】である。

【表①】からは、まず当主発給の礼状の添状発給者が記されている場合と記されていない場合とがあることが読み取れよう。注目すべきは、他国に宛てたものにはそのほとんどに添状発給者(それはほぼ年寄によつて占められる)が明記されているのに対し、添状発給者が記されていないものは本国豊後国内に宛てたものに集中している。そして本国に宛てた礼状には、年寄でない人物が添状発給者を務めていることも多数確認できる。さらにこのような年頭・八朔・歳暮の礼状に添状が付されるのが、当主義鑑代の肥後・筑後国に宛てた入田丹後守親廉からであることは注意する必要がある。

この【表①】から、本国豊後国と他国とは方分のあり方が違うものであったことが推測できるだろう。渡辺澄夫氏⁽¹¹⁾は先に挙げた先行研究における方分の推定状況から、本国では郡によつて方分数の差が歴然たるものがあることから、それが整備された恒常的な機関であったか疑わしいと疑問を呈されているが、【表①】からはまさにその渡辺氏の疑問を裏付ける成果を得たといえるだろう。さらに本国豊後国について、郡ごとに添状発給者が明記されている礼状の発給状況をみると、玖珠郡一六点(うち古後家の家文書に残されたものが一一点)、大分郡と海部郡が各四点ずつ、速見郡が二点、大野郡が一点であり、国東・日田・直入郡に関しては全く見られないという結果となり、本国における方分の恒常性・普遍性への疑問はさらに確証

【表①】大友氏当主祭祀年頭・八朔・歳事祝禮社扶一覽

番号	年 月 日	当 主	祭 所	名 目	品 物	高世祭給者	地 區	出 典	注 文
1年未詳8・1		我親	岐部太郎殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』12-350
2年未詳8・1		我親	由良藏人佐藤	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』12-357
3年未詳12・15		我親	大久保藏人佐藤	我事祝儀	河原		豊後大野	大友保4	『増補大』12-357
4年未詳12・15		我親	加来藏人佐藤	我事祝儀	河原		大野	大友保4	『増補大』12-357
5(明治58年?)12・15		親治	天原宮前所	我事祝儀	配袋		筑前	大友保4(字)	『増補大』13-341
6(未詳12・26)		親治	由良宮前所	我事祝儀	配袋		筑前	遠藤院	『増補大』13-171
7(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	岐部之祝儀	太刀一腰		豊後大分	岐部	『増補大』14-3
8(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	岐部之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-2
9(未詳8・1)		親治	岐部木工助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-3
10(未詳8・1)		親治	岐部木工助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-188
11(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-188
12(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-189
13(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-190
14(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	八朔之祝儀	口		豊後国東	岐部	『増補大』14-191
15(未詳8・1)		親治	岐部太郎殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』14-283
16(未詳8・1)		親治	由良宮前所	八朔之祝儀	魚々		豊後大分	由良	『増補大』14-288
17(未詳8・1)		親治	岐部木工助殿	八朔之祝儀	種々		豊後国東	岐部	『増補大』14-297
18(未詳8・1)		親治	岐部木工助殿	八朔之祝儀	種々		豊後国東	岐部	『増補大』14-465
19(永正16年?)		親放	本田主助殿	八朔之祝儀	種々		豊後国東	野田	『増補大』15-36
20(未詳8・1)		親放	岐部木工助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』15-37
21(未詳8・1)		親放	岐部木助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』15-38
22(未詳8・1)		親放	岐部木工助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後国東	岐部	『増補大』15-39
23(未詳8・27)		親放	久	八朔之祝儀	西三種		豊後大野	康徳寺	『増補大』15-387
24(未詳8・1)		親放	八尾伊守守殿	八朔之祝儀	西三種		豊後大野	久屋	『増補大』15-422
25(未詳8・1)		親放	岐部能登守殿	八朔之祝儀	西三種		豊後国東	岐部	『増補大』15-423
26(未詳12・23)		親放	山口能登守	八朔之祝儀	西三種		肥後	西安寺	『増補大』17-85
27(天文7年)4・28		親放	玉森殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後	五桑	『増補大』17-160
28(天文7年)4・28		攝法師	五桑殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後	五桑	『増補大』17-160
29(未詳8・1)		親放	岐部木工助殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後	岐部	『増補大』17-396
30(未詳8・1)		親放	岐部能登守殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後	岐部	『増補大』17-396
31(未詳8・1)		親放	岐部能登守殿	八朔之祝儀	太刀一腰		豊後	岐部	『増補大』17-397
32(天文11年?)2・23		親放	榎田宣仕家系中	八朔之祝儀	豊後并種以下		筑前	榎田神社	『増補大』9-p.224
33(未詳2・26)		親放	龍九郎殿	八朔之祝儀	種一番		肥後	龍4	『増補大』4-p.174
34(未詳8・1)		親放	龍九郎殿	八朔之祝儀	種一番		肥後	龍5	『増補大』4-p.174
35(未詳2・16)		親放	広福寺	八朔之祝儀	種一番		肥後	広福寺	『増補大』18-408
36(未詳2・26)		親放	広福寺	八朔之祝儀	種一番		肥後	広福寺	『増補大』18-409
37(未詳8・1)		親放	神主宮大穴殿	八朔之祝儀	一色		豊後日田	大友家文書群	『増補大』18-488

38	年末詳8・1	築鑑	古後太郎殿	八朔之儀	三禮		大友家文書類 大友家文書類 大友家文書類 (重)	豊後致栄 (重)	『増補大』18-489
39	年末詳8・1	築鑑	野上民部丞殿	八朔之儀	兩儀		大友家文書類 (重)	豊後致栄 (重)	『増補大』18-490
40	年末詳8・1	築鑑	田口和泉守殿	八朔之儀	三禮		大友家文書類 (重)		『増補大』18-491
41	年末詳8・1	築鑑	由原宮師	所居座席	兩禮		大友家文書類 (重)		『増補大』18-492
42	年末詳8・1	築鑑	中井彌正守殿	八朔之座席	兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-493
43	年末詳8・1	築鑑	中井彌正守殿	八朔之座席	三禮		大友家文書類 (重)		『増補大』18-494
44	年末詳8・1	築鑑	中井彌正守殿	八朔之座席	兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-495
45	年末詳8・1	築鑑	横且掃部助殿	八朔之座席	三禮		大友家文書類 (重)		『増補大』18-496
46	年末詳8・1	築鑑	久保伊豆守殿	八朔之座席	太刀一體並兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-497
47	年末詳8・1	築鑑	久保伊豆守殿	兩儀之座席	太刀一體並兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-498
48	年末詳8・1	築鑑	※兵衛山延命院朝日信中	八朔之儀	兩一本、中葉十帖、 墨並墨、御守白旗		大友家文書類 (重)		『増補大』18-499
49	年末詳8・1	築鑑	久保伊豆守殿	八朔之儀	兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-500
50	年末詳8・1	築鑑	長野清左衛門尉殿	八朔之儀	兩儀		大友家文書類 (重)		『増補大』18-501
51	年末詳8・1	築鑑	長野清左衛門尉殿	八朔之儀	二色		大友家文書類 (重)		『増補大』18-502
52	年末詳12・15	築鑑	能造寺兵部大輔殿	歳暮之儀	太刀一體、羅筋一 體並墨		大友家文書類 (重)		『増補大』18-530
53	年末詳12・16	築鑑	延命院朝日信中	歳暮之所祈	丹塗之目録、向守 并三禮		大友家文書類 (重)		『増補大』18-532
54	年末詳3・23	築鑑	称名寺	当年之儀	傳以下		大友家文書類 (重)		『大宰府』14-2391
55	年末詳8・1	築鑑	兼衣若野門尉殿	八朔之儀	兩一本・中葉十帖		大友家文書類 (重)		『宗録』1-56
56	年末詳11・27	築鑑	口(伝) 齋寺	当年之儀	兩一本、白麻十帖		大友家文書類 (重)		『宗録』1-60
57	年末詳2・26	築鑑	広福寺	□□(当年分)之儀	兩一本、白麻十帖・持茶・願券		大友家文書類 (重)		『宗録』1-61
58	年末詳3・6	築鑑	広福寺	当年之儀	兩一本、白麻十帖・持茶・願券		大友家文書類 (重)		『宗録』1-62
59	年末詳8・1	築鑑	坂部隆事守殿	兩儀之儀	太刀一體・願券		大友家文書類 (重)		『宗録』1-63
60	年末詳8・1	築鑑	坂部隆事守殿	八朔之祝儀	太刀一體・色		大友家文書類 (重)		『宗録』1-64
61	年末詳8・1	築鑑	坂部隆事守殿	八朔之祝儀	太刀一體・色		大友家文書類 (重)		『宗録』1-65
62	年末詳12・23	築鑑	志賀周田守殿	八朔之儀	水巻二		大友家文書類 (重)		『宗録』1-67
63	(天文20年) 3・11	築鑑	広福寺	当年之儀	肥後開願一本・中 紙十帖		大友家文書類 (重)		『宗録』1-196
64	(天文21年) 1・20	築鑑	志賀十段	改年之祝儀	兩一本・色		大友家文書類 (重)		『宗録』1-226
65	(天文21年) 8・1	築鑑	久保伊豆守殿	八朔之儀	太刀一體・高禮		大友家文書類 (重)		『宗録』1-200
66	(天文21年) 8・1	築鑑	久保伊豆守殿	八朔之儀	兩儀		大友家文書類 (重)		『宗録』1-201
67	(天文21年) 8・1	築鑑	坂部隆事守殿	八朔之儀	太刀一體并一種		大友家文書類 (重)		『宗録』1-202
68	(天文24年) 4・23	築鑑	西長門守殿	今年之儀	兩一折		大友家文書類 (重)		『宗録』2-360
69	(天文24年) 8・1	築鑑	功徳地切寺	八朔之儀	三禮		大友家文書類 (重)		『宗録』2-367
70	(天文24年) 8・1	築鑑	平井兵部少輔殿	兩儀之儀	太刀一體		大友家文書類 (重)		『宗録』2-368
71	(天文24年) 8・1	築鑑	兼本願後守殿	八朔之祝儀	兩々		大友家文書類 (重)		『宗録』2-369

72	(明治2年) 4・5	義鎮	備前宮一社中	今年之儀	團扇以生文	小原道江入道 (傳元)	筑前	備田神社	『宗鏡』2-387
73	(明治2年) 12・22	義鎮	備前宮一社中	燒香之儀	團扇以生文	田北大和守 (傳生)	筑後	五條	『宗鏡』2-428
74	(明治3年) 8・1	義鎮	古後子中坊松慶	八朔之儀	三種	田北大和守 (傳生)	筑後玖珠	古後	『宗鏡』2-485
75	(明治3年) 8・1	義鎮	八幡中坊松慶	八朔之儀	木刀一腰	豐後玖珠	豐後大津	久保	『宗鏡』2-485
76	(明治3年) 8・1	義鎮	田村三郎殿	八朔之儀	木刀一腰	田村	田村	『宗鏡』2-485	
77	(明治5年) 5・11	義鎮	備前大鳥居殿	今年之儀	袈裟一付、帯一付	田北大和守 (傳生)	筑前	太宰府天満宮	『宗鏡』2-543
78	(明治5年) 12・22	義鎮	備前大鳥居殿	今年之儀	袈裟并袈裟	田北大和守 (傳生)	筑前	太宰府天満宮	『宗鏡』2-570
79	(明治2年) 4・4	義鎮	五條殿	今年之儀	木刀一腰、中頭五 十結	田北大和守 (傳生)	筑後	五條	『宗鏡』2-574
80	(永祿2年) 5・3	義鎮	備前大鳥居殿	今年之儀	折袴之巻袴、扇子 一本、段子巻廻	田北大和守 (傳生)	筑前	大鳥居	『宗鏡』2-581
81	(永祿2年) 6・19	義鎮	備前大鳥居殿	為今年之折袴手 切、通事以強行卷	巻敷一付、扇子一 本、安徳茶五十條	田北大和守 (傳生)	筑前	大鳥居	『宗鏡』2-582
82	(永祿2年) 8・1	義鎮	佐田彈正忠康	八朔祝儀	木刀一腰、帯一正	吉岡總前守 (傳生)	豐前	佐田	『宗鏡』2-589
83	(永祿3年) 2・19	義鎮	備前大鳥居殿	為今年之折袴於 神明千句連歌舞	巻敷一付、浴	田北大和守 (傳生)	筑前	大鳥居	『宗鏡』2-642
84	延享未詳8・1	義鎮	功徳池近寺願阿宿中	八朔之祝儀	二色	志賀安房守 (傳守)	肥後	龍辺寺	『宗鏡』2-739
85	延享未詳8・1	義鎮	石田彈正忠康	八朔之儀	木刀一腰并四種	志賀安房守 (傳守)	肥後	龍辺寺	『宗鏡』2-740
86	延享未詳8・1	義鎮	田村三郎殿	八朔之儀	木刀一腰、扇子 一本、扇子	吉弘左近大夫 (傳理)	豐後玖珠	吉田	『宗鏡』2-741
87	延享未詳8・5	義鎮	備前山上藏院	今年之祝儀	扇子一本、巻物老 婦	田北大和守 (傳生)	肥後	大友家文書録 (写)	『宗鏡』2-764
88	延享未詳8・17	義鎮	功徳池近寺快賢法印願阿宿中	当年之儀	丹敷之巻袴二番并扇 子一枚五、中折廿枚	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』2-765
89	延享未詳8・1	義鎮	功徳池近寺朝阿宿中	八朔之儀	木刀一腰	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』2-771
90	延享未詳8・1	義鎮	賀来比大宮司殿	八朔之儀	木刀一腰	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』2-771
91	延享未詳8・1	義鎮	賀来比大宮司	八朔之祝儀	木刀一腰	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』5-特補6
92	延享未詳8・1	義鎮	大宮司殿	八朔之儀	木刀一腰	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』5-特補7
93	延享未詳8・1	義鎮	大宮司千代殿	八朔之儀	木刀一腰	志賀安房守 (傳守)	肥後	池辺寺 (写)	『宗鏡』5-特補8
94	延享未詳8・1	義鎮	正親寺	今年祝儀	中折二十枚	志賀安房守 (傳守)	肥後	正親寺	『宗鏡』5-特補9
95	延享未詳8・27	義鎮	西長門守殿	今年之儀	扇一折	志賀安房守 (傳守)	肥後	正親寺	『宗鏡』3-823
96	延享未詳8 (註)・29	義鎮	西長門守殿	今年祝儀	扇二、白鳥一折	志賀安房守 (傳守)	肥後	正親寺	『宗鏡』3-880
97	延享未詳8・晦日	義鎮	西長門守殿	年甫之祝儀	扇二、白鳥一折	白井新介	肥後	大友家文書録 (写)	『宗鏡』3-881
98	延享未詳8・26	義鎮	志直山堂在中	新年折袴	袈裟并袈裟	白井新介	肥前	大友家文書録 (写)	『宗鏡』3-882
99	延享未詳8・24	義鎮	備前大鳥居殿	今年折袴	袈裟并袈裟	吉弘左近大夫 (傳理)	筑前	末吉山	『宗鏡』3-975
100	延享未詳8・1	義鎮	古後源阿孫殿	八朔之儀	帷子	吉弘左近大夫 (傳理)	筑後玖珠	古後	『宗鏡』4-1170
101	延享未詳8・1	義鎮	古後源阿孫殿	八朔之儀	三種	吉弘左近大夫 (傳理)	筑後玖珠	古後	『宗鏡』4-1203
102	延享未詳8・1	義鎮	古後源阿孫殿	八朔之儀	三種	吉弘左近大夫 (傳理)	筑後玖珠	古後	『宗鏡』4-1204
									『宗鏡』4-1205

104	(永祿2年頃) 8・1	長寿丸	玉条殿	八朔之儀	木刀一腰、白旗五 十帖	戸次伯耆守 (禮達)	筑後	玉条	『増補大』 22-432
104	年未詳 8・1	宗純	寛木船後守殿	八朔之儀	三種	白竹越中守 (禮達)	筑後	寛木	『宗純』 4-1381
106	年未詳 8・1	宗純	横岳弥十郎殿	八朔之儀	木刀、腰刀、番前 襦袢、水袋、折、	白竹越中守 (禮達)	筑後	横岳	『宗純』 4-1498
106	年未詳 8・26	宗純	田村三郎殿	今年祝儀		田村		田村	『宗純』 4-1555
107	年未詳 8・11	宗純	津村山崎守殿他8名	今年之儀	合符五十四	浦上左衛門入道 (宗純)	筑後三瀬	陣	『宗純』 4-1559
108	年未詳 8・1	宗純	田村三寿丸殿	八朔之儀	木刀、腰刀、扇子 巾	吉弘左近大夫 (禮理)		田村	『宗純』 4-1577
109	年未詳 8・1	宗純	田村三郎殿	八朔之祝儀	木刀一腰、扇子 巾	吉弘左近大夫 (宗敏)		田村	『宗純』 4-1578
110	年未詳 8・1	宗純	田村三郎入道殿	八朔之御祝儀	木刀一腰、扇子 巾	吉弘左近大夫 (禮理)		田村	『宗純』 4-1579
111	年未詳 12・26	宗純	田原中務太輔殿	歳暮祝儀	腰刀一折	吉次伯耆守 (禮達)	筑後	田原	『宗純』 4-1608
113	年未詳 11・27	宗純	水野山内左衛門中	歳暮折掛	腰刀一折、茶巾、 袋	白竹越中守 (禮達)	筑後	水野山	『増補大』 23-95
113	(天正元年頃) 8・1	宗純	古後長右衛門守殿	八朔之儀	木刀一腰、扇子 巾	白竹越中守 (禮達)	筑後	古後	『増補大』 23-215
114	(天正元年頃) 8・1	宗純	古後長右衛門守殿	八朔之儀	三種	白竹越中守 (禮達)	筑後	古後	『増補大』 23-217
115	年未詳 8・1	宗純	平井彌正守殿	八朔之儀	三種	白竹越中守 (禮達)	筑後	平井	『増補大』 23-218
116	(天正元年) 12・22	宗純	宗純大鳥居殿	歳暮折掛	腰刀一折、折扇 一本、扇織一端、大 四十	田原近江守 (禮賢)	筑前	大宰府天満宮	『大宰府』 15-p362
117	(天正元年頃) 12・28	宗純	横岳弥十郎殿	歳暮祝儀	腰刀一折	白竹越中守 (禮達)	筑前	横岳	『増補大』 23-235
118	(天正2年頃) 8・1	宗純	田村三郎殿	八朔祝儀	木刀一腰、扇子 巾	佐伯紀伊介 (惟敏)	筑前	大塚家文吾殿 (号)	『増補大』 23-267
119	(天正2年頃) 8・1	宗純	古後長右衛門守殿	八朔之儀	三種	浦上左衛門入道 (宗純)	筑後	古後	『増補大』 23-268
120	年未詳 8・1	宗純	古後長右衛門守殿	八朔之儀	三種	白竹越中守 (禮達)	筑後	古後	『増補大』 23-338
121	年未詳 8・1	宗純	小川守殿	白旗之吉兆	木刀一腰、扇子 巾	白竹越中守 (禮達)	筑後	小川 (号)	『増補大』 23-340
122	年未詳 8・1	宗純	小川守殿	八朔祝儀	木刀一腰、扇子 巾	白竹越中守 (禮達)	筑後	小川 (号)	『増補大』 23-341
123	年未詳 8・13	宗純	横岳中務太輔殿	今年祝儀	腰刀一折	白竹越中守 (禮達)	筑後	横岳家所云文吾 号(号)	『宗純』 5-1610
124	年未詳 2・28	宗純	小川中務少輔殿	今年之儀	袖目一折	田原近江守 (禮賢)	筑後	横岳	『宗純』 5-1613
125	年未詳 8・27	宗純	浦池勘解由使殿	今年祝儀	木刀一腰、扇子 巾	田原近江守 (禮賢)	筑後	浦池	『宗純』 5-1620
126	年未詳 6・11	宗純	久	今年祝儀	木刀一腰、扇子 巾	田原近江守 (禮賢)	筑後	堀生	『宗純』 5-1629
126	(天正3年) 12・24	宗純	真光寺寿元法印御回信中	歳暮折掛	腰刀一折、腰刀 大目上、腰織一 腰	田原近江守 (禮賢)	筑前	太宰府天満宮	『大宰府』 15-p376
128	(天正3年) 12・28	宗純	真光寺寿元法印御回信中	歳暮折掛	腰刀一折、腰刀 大目上、腰織一 腰	白竹少輔太郎	筑後	真光寺	『宗純』 5-1651
129	年未詳 8・26	宗純	田原中務少輔殿	歳暮折掛	腰刀一折、腰刀 大目上、腰織一 腰	白竹少輔太郎	筑後	真光寺	『増補大』 23-382
130	年未詳 8・1	宗純	田原中務少輔殿	当年御折掛	腰刀一折、腰刀 大目上、腰織一 腰	桑多太膳大夫	筑後	堀山	『増補大』 23-406
131	年未詳 8・1	宗純	田原中務少輔殿	当年御折掛	腰刀一折、腰刀 大目上、腰織一 腰	桑多太膳大夫 (禮賢)	筑後	堀山	『増補大』 23-427
132	年未詳 8・1	宗純	古後長右衛門守殿	八朔之儀	木刀一腰、扇子 巾	折綱三河入道 (宗應)	筑後	古後	『増補大』 23-478
133	年未詳 12・23	宗純	横岳中務太輔殿	歳暮祝儀	腰刀一折	田原近江入道 (宗賢)	筑前	横岳	『増補大』 23-518

134	年末刊1・11	宗麟	賀米社大宮司殿	改年折掛	巻紙・五種	出北兵庫入道	豐後大分 (写)	毛利家文庫書録 (写)	『宗麟』5-1684
135	年末刊8・口(13)	宗麟	賀米社大宮司殿	八洲之儀	太刀一柄	奈多太閤大夫(御墨)	豐後大分 (写)	毛利家文庫書録 (写)	『宗麟』5-1694
136	年末刊2・25	宗麟	賀米社大宮司殿	總勢之折掛	巻紙	豐後大分	毛利家文庫書録 (写)	『宗麟』5-1703	
137	年末刊3・13	義統	相良殿	今年之儀	太刀一柄、漆箱一 本、	肥後	相良	『相傳大』24-19	
138	(天正6年)3・25	三非斎	大旗留式部入道殿	今年之儀	巻紙十尺	宗麟	相良	『宗麟』5-1712	
139	年末刊4・24	義統	*大旗留式部入道殿	改今年折掛十句 通紙以横行	巻紙句向巻紙年曆一 本、安徳茶五升	筑前	太密府天満宮	『大分府』15-p.427	
140	年末刊8・1	彦部	佐田強五郎殿	八洲之儀	太刀一柄、唐一疋	豊前	佐田	『相傳大』24-92	
141	(天正6年)5・14	三非斎	*大旗留守大島居殿	今年折掛	巻紙何之十句通巻紙 句向巻紙13、五則 本、安徳茶五升	筑前	大島居	『宗麟』5-1719	
142	(天正6年)6・29	三非斎	間住所七面殿	今年之儀	漆箱一疋、	豊後	間住所	『宗麟』5-1722	
143	(天正9年)1・12	彦部	坂本備中入道殿	改年之儀	漆箱一疋、	豊後	間住所	『相傳大』27-181	
144	(天正9年)8・1	彦部	坂本左兵衛尉殿	八洲之儀	三柄	豊前	荒木	『宗麟』5-1892	
145	(天正9年)8・1	彦部	豊前守長門助殿	八洲之儀	三柄	豊後備前	栗野寺	『相傳大』25-194	
146	年末刊8・1	彦部	元重院守殿	八洲之儀	三柄	豊前	元重(写)	『相傳大』25-195	
147	文	彦部	守藤三河守殿外9名	今年之儀	巻五十五具	豊後三藩	原田	『相傳大』25-356	
148	(天正10年)1・29	彦部	置木右兵衛尉殿	今年之儀	陣殿式切袴三具	豊後	置木	『相傳大』25-382	
149	(天正10年)8・1	彦部	古後兵右衛門尉殿	八洲之儀	三柄	豊後取珠	古後	『相傳大』25-485	
150	年末刊5・1	初瀬	恵良日向守殿	今年之儀	中紙十帖	豊後	大友家文書録 (写)	『宗麟』5-1829	
151	年末刊3・11	彦部	備打山城守殿他7名	今年之儀	巻五十五具	豊後三藩	原	『相傳大』20-119	
152	(天正12年)12・12	彦部	*大旗留守殿	改置折掛	巻紙一箱、任賀例 巻紙一箱、大旗十 三柄	筑前	太密府天満宮	『大分府』16-p.152	
153	(天正15年)8・1	彦部	薬師寺兵衛入道殿	八洲之儀	二柄	豊後備前	薬師寺	『相傳大』27-191	
154	(天正15年)10・12	彦部	*大旗留守大島居殿	当年折掛	巻紙一箱、中紙五 十帖	筑前	大島居	『相傳大』27-285	
155	(天正15年)1・21	彦部	小田原在京焚焼道之儀	今年之儀	手廻	大友家文書録 (写)	大友家文書録 (写)	『宗麟』5-1887	
156	(天正15年)8・1	彦部	御堂宮内少輔殿	八洲之儀	太刀一腰、唐紙 本、梨子念珠	豊後取珠	原返	『相傳大』27-585	
157	(天正15年)8・1	彦部	御堂宮内少輔殿	八洲之儀	太刀一腰、唐紙 本、梨子念珠	豊後取珠	原返	『相傳大』27-587	
158	(天正15年)8・1	彦部	御堂宮内少輔殿	八洲之儀	太刀一腰、唐紙 本、梨子念珠	豊後取珠	原返	『相傳大』27-587	
159	年末刊12・22	彦部	五季院	改置折掛	巻紙一腰	豊後	原田	『相傳大』17-p.229	
160	年末刊8・1	彦部	古後兵右衛門尉殿	八洲之儀	三柄	豊後	原田	『相傳大』14-p.710	
161	年末刊2・15	彦部	西大膳正將	改置折掛	中紙二帖、6	豊後	原田	『相傳大』15-p.226	
162	年末刊2・18	彦部	西大膳正將	改置折掛	中紙二帖、6	豊後	原田	『相傳大』15-p.230	
163	(天正19年)8・1	彦部	備后守御門尉殿	八洲之儀	兩柄	豊後取珠	大友家文書録 (写)	『相傳大』38-205	
164	(天正19年)8・1	彦部	備后守御門尉殿	八洲之儀	太刀一腰、兩柄	豊後取珠	大友家文書録 (写)	『相傳大』38-206	

165	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	小田原勝吉殿	八朔之祝儀	太刀一腰并脚桶	斎藤紀伊入道	大友宗文書牒 (写)	『増補大』 28-207
166	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	小田原又左衛門尉殿	八朔之祝儀	太刀一腰	大友宗文書牒 (写)	『増補大』 28-208	
167	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	斎藤三左衛門尉殿	八朔之祝儀	太刀一腰并馬一疋靴	大友宗文書牒 (写)	『増補大』 28-209	
168	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	菅原右衛門尉殿	八朔之儀	酒桶	豊後國守 朝臣 (写)	『増補大』 28-210	
169	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	豊前守 藤田殿	八朔之儀	酒桶	豊後海部 藤田守 (写)	『増補大』 28-211	
170	天	吉籠	大智寺 大智寺	八朔之儀	酒桶	豊後大分 大智寺 (写)	『増補大』 28-315	
171	〔天正19年頃〕 8・1	吉籠	吉川中務入道殿	八朔之儀	三輪	豊後國守 吉川殿 (写)	『大分』 35-310	

刊本は、『増補大』=『増補訂正編年大友史料』、『大分』=『大分縣史料』、『福岡』=『福岡縣史料』、『熊本』=『熊本縣史料』中世編、『大宰府』=『大宰府』、大宰府天
 酒寄史料』、『宗麟』=『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』、『狂國』=『豊後国狂國公卿史料集成』、『西国』=『西国武士団関係史料集』と略し、表記は巻号・史料番号(ない
 し頁)とする。以下〔表②〕〔表③〕における引用についてもすべて同様である。なお然次発給者の太字は大友氏年寄である。

を得たといえるだろう。つまり、当主発給礼状(年頭・八朔・歳暮に限る)の添状発給者という観点からは、本国において方分
 が恒常的・普遍的に設置されていた形跡を窺うことができないのである。

それでは他国においてはどのようなようであったのだろうか、特定の国に対する大友氏当主発給文書の添状発給者を検討してみ
 ることにしよう。分析の対象とするのは、他国では国単位に方分が設置されていたとする外山幹夫氏に対し、他国においても郡
 単位に方分が設置されていたとする芥川龍男氏が具体的に検討した肥後国について取り上げることとする。

肥後国に対して発給された大友氏当主発給文書の文末に「猶何某可申候」と「何某」が添状を発給することが表記されてい
 る史料を蒐集したのが【表②】である。ただし、添状発給者に「年寄共」、あるいは複数名の人物が記されている文書は除い
 てある。また先ほど【表①】にて検討した礼状以外の当主発給文書も広く蒐集している。

この【表②】を概観してみると、ある特定時期の添状発給者はほぼ特定の人物により固定されているということが一目瞭然
 に理解できよう。ここで方分であることの条件である年寄だけを抜き出し列挙してみると、朽網兵庫頭(親満)、入田丹後守
 (親廉)、田北大和守(鑑生)、小原遠江守(鑑元)、志賀安房守(親守)、戸次伯耆守(鑑連)、吉弘左近大夫(鑑理)、白杵越中守
 (鑑速)、志賀安房守(親度)、志賀安房入道(道輝)、朽網宗歴となる。これらの人物のうち入田親廉と吉弘鑑理・白杵鑑速につ
 いては、史料中に「方分」であることが明示されているので方分であると確定できる。次に朽網親満、田北鑑生、戸次鑑連、

【表2】肥後国関原大友氏当主宛給文書源流宛給者一覧

序号	年月日	当主	宛所	宛氏宛給者	礼状・感状	郡	出典	刊本
1	年未詳9・1	親治	小代宮内大輔殿	朽淵兵衛頭(親康)	祝儀	玉名	小代	『増編大』13-162
2	年未詳12・20	親治	阿蘇殿	春日七郎	祝儀	阿蘇	小代	『増編大』14-221
3	年未詳12・23	後隆	山北西安寺	入田丹後守(親康)	嚴葬之儀	玉名	西安寺	『増編大』17-85
4	年未詳7・16	義隆	(名和)伯耆殿	入田丹後守(親康)	祝儀	宇土	相良(字)	『増編大』17-225
5	(天文12年)2・26	義隆	窪九郎殿	入田丹後守(親康)	肥後国御判頂 嚴祝儀		窪3	『熊本』4-p174
6	年未詳2・26	義隆	窪九郎殿	入田丹後守(親康)	今年之儀	相良	窪4	『熊本』4-p174
7	(天文14年)9・16	義隆	相良殿	入田丹後守(親康)	祝儀	相良	相良	『増編大』18-268
8	年未詳8・22	義隆	相良殿	朽淵七郎	礼状	相良	相良	『増編大』18-287
9	年未詳2・16	義隆	広福寺	入田丹後守(親康)	当年之儀	玉名	広福寺	『増編大』18-408
10	年未詳2・26	義隆	口(広助)福寺	入田丹後守(親康)	当年之儀	玉名	広福寺	『増編大』18-409
11	年未詳1・27	義隆	口(広助)福寺	入田丹後守(親康)	当年之儀	玉名	広福寺	『宗麟』1-60
12	年未詳2・26	義隆	広福寺	入田丹後守(親康)	□□之儀	玉名	広福寺	『宗麟』1-61
13	年未詳3・6	義隆	広福寺	入田丹後守(親康)	当年之儀	玉名	広福寺	『宗麟』1-62
14	年未詳12・23	義隆	怒留湯出雲守殿	入田丹後守(親康)	嚴葬之儀		怒留湯	『宗麟』1-67
15	年未詳8・1	義隆	野田山延命院御同宿中	入田丹後守(親康)	八朔之儀	玉名	寿福寺	『増編大』18-499
16	年未詳12・16	義隆	延命院御同宿中	小原四郎左衛門尉(鑑元)	嚴葬之折替	玉名	寿福寺	『増編大』18-532
17	年未詳□・11	義隆	野田山延命院御同宿中	小原四郎左衛門尉(鑑元)	折替巻教	玉名	徳本氏所蔵2	『熊本』3-p290
18	(天文19年)4・26	義隆	小代殿	(田氏)親種		玉名	小代	『宗麟』1-114
19	(天文19年)閏5・15	義隆	小代殿	(小原)鑑元		玉名	小代	『宗麟』1-146
20	(天文19年)8・22	義隆	小代殿	田北大和守(鑑生)		玉名	小代	『宗麟』1-179
21	(天文19年)10・17	義隆	功德地辺寺御同宿中	小原遠江守(鑑元)	巻教	砲田	池辺寺	『宗麟』1-189
22	(天文20年)3・11	義隆	広福寺	志賀安房守(親守)	当年之儀	玉名	広福寺	『宗麟』1-196
23	(天文20年)8・6	義隆	隈庄甲斐守殿	志賀安房守(親守)		益城)	後編薩摩日記 雑録巻二 (字)	『宗麟』1-206
24	(天文21年)7・22	義隆	正觀寺	志賀安房守(親守)	祝儀	菊池	正觀寺	『宗麟』1-259
25	(天文21年)10・16	義隆	小代殿	(小原)鑑元		玉名	小代	『宗麟』1-274
26	(天文21年)12・12	義隆	山北西安寺	志賀安房守(親守)	其国静謐祝儀	玉名	西安寺	『宗麟』1-281
27	(天文23年)1・21	義隆	正觀寺	志賀安房守(親守)		蜀池	正觀寺	『宗麟』2-319
28	(天文23年)8・5	義隆	相良殿	志賀安房守(親守)	当春之折替	相良	相良	『宗麟』2-331

29	(天文24年) 8・1	義鎮	功徳池辺寺	志賀安房守(親守)	八朝之儀	砲田	池辺寺	『宗麟』2-367
30	年未詳8・1	義鎮	功徳池辺寺御同宿中	志賀安房守(親守)	八朝之御祝儀	砲田	池辺寺	『宗麟』2-739
31	年未詳12・19	義鎮	志賀兵部少輔殿	志賀安房守(親守)	息之賑祝儀	天草	志岐	『宗麟』2-753
32	年未詳5・17	義鎮	功徳池辺寺伏見法印御同宿中	志賀安房守(親守)	当年之儀	砲田	池辺寺(写)	『宗麟』2-765
33	年未詳8・1	義鎮	功徳池辺寺御同宿中	志賀安房守(親守)	八朝之儀	砲田	池辺寺(写)	『宗麟』2-771
34	年未詳2・1	宗麟	正觀寺	志賀安房守(親守)	今年祝儀	栗池	正觀寺	『宗麟』3-823
35	年未詳12・22	宗麟	正觀寺	志賀安房入道(道寛)	祝儀	菊池	正觀寺	『宗麟』3-1047
36	(永祿11年) 7・23	宗麟	大津山大次助殿	戸次伯耆守(憲速)	祝儀	玉名	大津山	『宗麟』3-1081
37	(永祿12年) 5・14	宗麟	相良殿	戸弘左近大夫(憲理)	慶長元示預儀	相良	相良	『宗麟』4-1158
38	年未詳8・9	宗麟	相良殿	志賀安房守	補札祝儀	相良	相良	『宗麟』4-1208
39	(元龜元年) 6・1	宗麟	小代殿	白井越中守(憲速)	長身元龜祝儀	玉名	小代(写)	『宗麟』4-1361
40	年未詳8・1	義統	小代殿	白井越中守(憲速)	白藤之苦状	玉名	小代(写)	『宗麟』4-23-340
41	年未詳8・1	義統	小代殿	白井越中守(憲速)	八朝祝儀	藤崎宮	藤崎宮	『宗麟』4-23-341
42	(天正2年) 5・1	宗麟	宮司坊外4名	白井越中守(憲速)	義統家督為祝儀	砲田	藤崎宮	『宗麟』4-1520
43	(天正3年) 2・28	宗麟	相良殿	(宋上)宗開		相良	相良	『宗麟』5-1612
44	天正3年3・11	宗麟	阿蘇殿	志賀常陸介	祝儀	阿蘇	阿蘇(写)	『宗麟』5-1615
45	年未詳12・11	宗麟	阿蘇殿	志賀安房守(親度)		阿蘇	阿蘇(写)	『宗麟』5-1646
46	(天正4年) 1・11	宗麟	城藏人大夫殿	志賀安房守(親度)		砲田	高菟文化館所	『宗麟』5-1652
47	年未詳6・10	宗麟	上津浦上総介殿	志賀安房入道(道寛)		天草	神田	『宗麟』5-1661
48	(天正4年) 12・26	宗麟	相良殿	志賀安房守(親度)		相良	相良	『宗麟』5-1666
49	(天正4年) 12・26	宗麟	相良殿	志賀安房守(親度)	礼状	相良	相良	『宗麟』5-1667
50	(天正4年) 12・26	義統	相良殿	志賀安房守(親度)	礼状	相良	相良	『宗麟』5-1673
51	年未詳6・10	宗麟	志賀兵部入道殿	志賀安房入道(道寛)	礼状	天草	志岐	『宗麟』5-1673
52	(天正5年) 5・19	義統	相良殿	志賀安房入道(道寛)		相良	相良	『宗麟』5-23-459
53	(天正6年) 1・29	義統	甲斐右衛門大夫殿	小田原左京亮	感状		大友家文書録(写)	『増補大』24-1
54	(天正6年) 3・10	義統	小代殿	志賀安房入道(道寛)	祝儀	玉名	小代(写)	『増補大』24-15
55	(天正6年) 3・12	三井	小代殿	(志賀)道寛	祝儀	玉名	小代	『宗麟』5-1709
56	年未詳3・13	義統	相良殿	志賀安房入道(道寛)	今年祝儀	相良	相良	『増補大』24-19
57	(天正6年) 5・18	義統	城上総入道殿	志賀安房入道(道寛)	贈陣祝儀	砲田	城上	『原本』3-p.276
58	(天正6年) 8・23	義統	相良殿	志賀安房入道(道寛)	家督祝儀	相良	相良	『増補大』24-98
59	年未詳12・2	義統	鹿子木三河入道殿	(打頼)宗應		砲田	鹿子木	『増補大』24-132
60	(天正7年) 1・19	義統	鹿子木兵部入道殿	志賀安房入道(道寛)	感状	砲田	鹿子木	『増補大』24-155
61	(天正7年) 4・22	義統	鹿子木彦二郎殿	志賀安房入道(道寛)		砲田	鹿子木	『増補大』24-292
62	(天正7年) 10・14	義統	望春斎介殿	志賀安房入道(道寛)	感状	玉名	光熙寺	『増補大』24-306

63	(天正7年) 11・24	義統	相良殿	志賀安房入道 (道輝)		相良	相良	『増補大』 24-325
64	(天正8年) 2・11	義統	室原下総入道殿	(志賀) 道臺	盛伏	阿蘇	室原	『増補大』 24-395
65	(天正8年) 2・21	義統	北里三河守殿	浦上長門入道 (宗幹)	阿蘇	北里	北里	『増補大』 24-417
66	(天正8年) 3・5	義統	庵子木三河入道殿	志賀安房入道 (道輝)	盛伏	阿蘇	庵子木	『増補大』 25-7
67	(天正8年) 8・8	義統	室原下総入道殿	志賀安房入道 (道輝)	盛伏	阿蘇	室原	『増補大』 25-204
68	(天正8年) 8・25	義統	庵子木三河入道殿	志賀安房入道 (道輝)	盛伏	阿蘇	庵子木	『増補大』 25-225
69	年未詳8・20	義統	津野田吉千世殿	志賀安房入道 (道輝)	盛伏	阿蘇	津野田11	『熊本』 3-D39
70	年未詳2・11	義統	室原下総入道殿	(志賀) 道臺	盛伏	阿蘇	室原	『増補大』 26-411
71	年未詳8・8	義統	室原下総入道殿	志賀安房入道 (道輝)	盛伏	阿蘇	室原	『増補大』 26-508
72	(天正12年) 10・18	義統	仁田水左衛門大夫殿 外3名	志賀伊勢入道 (道輝)		阿蘇	阿蘇	『増補大』 26-567
73	(天正13年) 6・6	義統	北里次郎左衛門尉殿	(浦上) 道冊		阿蘇	北里	『増補大』 27-41
74	(天正13年) 7・2	義統	北里次郎左衛門尉殿	浦上長門入道 (道冊)		阿蘇	北里	『増補大』 27-47
75	(天正14年) 11・19	義統	北里次郎左衛門尉殿	ひ		阿蘇	北里	『増補大』 27-317

添状発給者の太字は大友氏年号である。

朽網宗歴については、それぞれ管見の限り一点ずつしか史料が確認できず、これは在任期間がごく短期間であったがためにこのような史料残存状況になったというよりは、臨時的、あるいは特別な事情があり発給された例外的なものであると思われる、恒常的な他国支配機構である方分の職務として発給されたものではないと考える。つまり、方分とは大友氏権力から特定地域(この場合国単位)に対する「固定した意思伝達ルート」であったと言いうことができよう。したがって、史料中に「方分」であることが明示されている入田氏・吉弘氏・臼杵氏に加え、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」という観点から、肥後国方分は入田親廉、小原鑑元、志賀親守、吉弘鑑理、臼杵鑑速、志賀親度、志賀道輝の七名であると確定する。

さて、肥後国を方分抽出の分析対象として取り上げたのは、先行研究において他国における方分は国単位に設置されたとする外山説に対して、芥川氏が玉名郡では入田親廉→小原鑑元→臼杵鑑速、菊池郡では志賀親守が方分であったと郡単位での方が設置されていたとするのが肥後国だったからであるが、【表②】を見る限り肥後国でも郡による方分の相違はみられない。また肥後国方分吉弘鑑理の死去により新方分臼杵鑑速が任命されたことを伝える書状には「肥州方分之儀至臼杵鑑速被 仰付

候」(傍点筆者、以下同じ)とあることや、天正二年(一五七四)に肥前国方分臼杵鑑速の死去により新方分田原親賢が任命されたことを伝える書状には「鑑速今月八就御遠行、貴国御方分之事、親賢江被仰出候」とみられることは、方分の設置が一国単位であったことを示しているといえよう。

次に確定した肥後国方分それぞれの就任・在任期間・変遷はどうであったのか検討してみよう。先行研究における肥後国方分の初見は坂折秀家、朽網親満におくものもあるが、恒常的な大友氏権力の他国支配機構である方分として認められるのは入田親廉からである。入田氏は当主義鑑代の年寄であり、年寄としての活動は大永八年(一五二八)九月から確認されるが、入田氏の肥後国方分としての活動がいつ頃まで遡れるのか正確な年次は明らかにできない。ただし、当該期における肥後国での一連の政治・軍事情勢の変動が方分の設置と密接に関わっていたと考えられる。天文年間の肥後国では、守護菊池義国が守護所限本を棄て亡命した天文初期から、天文十二年(一五四三)の大友義鑑肥後国守護職補任へと続く一連の政治事件が起こっており、この一連の政治動向が大友氏の肥後国支配における一つの画期として考えられよう。おそらく肥後国における方分の設置も大友氏の勢力拡大にともない、この天文年間に行なわれたものとみて相違ないであろう。入田氏は天文十九年(一五五〇)二月の二階崩れの変の当事者として討伐されるので、入田氏の方分在任期間は天文十九年までと考えられる。その後任は小原鑑元であり、二階崩れの変後まもなく年寄となった小原氏の政権中枢における活動は天文二十一年(一五五二)三月まで確認され、その後小原氏は肥後国玉名郡関城の城督として豊後府内を離れ現地へと赴任している。この天文二十一年までが小原氏の方分在任期間であり、後任の志賀親守との交代時期となろう。その志賀親守の方分在任は、親守が年寄として政権中枢から見えなくなる永禄五年(一五六二)六月頃までであると思われる。次の方分は吉弘鑑理であり、死去する元亀元年(一五七〇)まで「肥州方分」であったことは前述の「相良家文書」から明らかであるが、方分としての目立った活動は確認できない。そして鑑理の死去により臼杵鑑速が肥後国方分に任命されている。吉弘氏同様、鑑速の方分としての活動もほとんど確認できないが、鑑速は死去する天正二年(一五七四)まで方分に在任していたと考える。後任は志賀親度であり、親度の方分在任期間はその年寄在

任期間と同じく天正四年（一五七六）二月頃までであらう。⁽²⁰⁾ その後は大友氏の肥後国支配が終わるまで志賀道輝が肥後国方分として確認できる。

ここまで肥後国の方分について、方分の確定、その変遷と在任期間について検討してきた。その結果、方分であることの条件としては現役の年寄であることに加えて、①史料中に「方分」であることが明記されていること、あるいは②大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」であること、が明らかになった。そして肥後国と同様の分析をして確定した他国における方分の一覧と変遷を示すと以下のようになる。（太字は史料中に方分と明記）

筑後 本庄親栄⁽²¹⁾・入田親廉・田北鑑生⁽²²⁾・戸次鑑連⁽²³⁾・田原親賢⁽²³⁾・朽網宗歴⁽²³⁾

肥後 入田親廉・小原鑑元・志賀親守・吉弘鑑理⁽²⁴⁾・白杵鑑速⁽²⁴⁾・志賀親度⁽²⁴⁾・志賀道輝

肥前 吉弘鑑理⁽²⁴⁾・白杵鑑速⁽²⁴⁾・田原親賢

筑前 白杵鑑統⁽²⁵⁾・田北鑑生⁽²⁵⁾・吉弘鑑理⁽²⁵⁾・田原親賢

豊前 吉岡宗歡⁽²⁵⁾・田原親賢⁽²⁶⁾・田原宗龜⁽²⁶⁾

以上、本章にて検討した方分の確定作業から得られたことにさらに付言して次章へと移りたい。まず、方分の交代理由は、方分が現役の年寄から任命されるということを考慮すれば当然と言えようが、方分自身の死去、あるいは政権中枢を離れて地方へと赴任すること、もしくは年寄を辞すということによるものであると考えられる。

次に他国における方分の設置時期であるが、肥後国の場合は天文年間の肥後国守護菊池氏の没落とそれに続く大友義鑑の肥後国守護職補任という大友氏の肥後国支配にとつての一大転機となる政治事件と重なることは前述の通りである。このことは肥後国だけでなく、筑後国についても同様のことがいえる。【表③】は天文十九年（一五五〇）に義鎮が家督に就任する以前の当主義長・義鑑代に筑後国に宛てられた大友氏当主発給文書の添状発給者が表記されている史料を蒐集したものである。【表③】から筑後国についても、年寄（方分）が当主の添状発給者として恒常的にみられるのは入田親廉からである。⁽²⁷⁾ 筑後国につい

ては戦国初期から大友氏が守護職を保有していることもあり、従来一貫して大友氏の影響下にあったと認識されがちであったが、筑後国に対する肥後菊池氏の影響力が守護である大友氏も無視しがたいほどのものであったことが中村知裕氏により明らかにされている。⁽²⁸⁾つまり、肥後・筑後両国においては、菊池氏の勢力後退が大友氏の領国支配にとつての転機となる政治事件であり、両国における大友氏勢力の大幅な拡大により恒常的な支配機構設置の必要性から方分の設置も同時に行われたものと考ええる。

しかし、大友氏当主の添状発給者として方分が史料上現われる案件の多くは、【表②・③】からそのほとんどが国衆から進物が到来した際に発給された礼状としてのものであった。大友氏

【表③】義領家督相続（天文十九年・一五〇〇年）以前の筑後国関係大友氏当主発給文書添状発給者一覧

番号	年月日	当主	宛所	添状発給者	備考	出典	刊本
1	年末詳9・22	義長	甘木河内守殿 外2名	本庄伊賀守 (右次)		筑後上妻	『増編大』14-198
2	年末詳9・12	義長	高良山大祝殿 参	豊能正忠 (親直)	知行安堵	鏡山	『増編大』14-251
3	年末詳11・27	義鑑	五条殿	本庄伊賀守 (親宗)	知行宛行	五条	『増編大』16-187
4	(天文3年) 閏1・30	義鑑	五条鑑量殿	朽網弾正少弼		五条	『増編大』16-226
5	(天文3年) 3・11	義鑑	小河中務少輔殿	入田丹後守 (親康)		筑後小川 (写)	『増編大』16-264
6	(天文3年) 7・3	義鑑	麦生遠江守殿	入田丹後守 (親康)		大友家文書 録(写)	『増編大』16-355
7	年末詳9・29	義鑑	三浦郎兼中	田原近江守	祝儀	限(写)	『増編大』17-56
8	(天文7年)4・28	義鑑	五条殿	入田丹後守 (親康)	今年祝儀并就 筑前国分領属 案内候	五条	『増編大』17-160
9	(天文7年)4・28	塩法師	五条殿	入田丹後守 (親康)	今年祝儀并就 筑前国分領属 案内候	五条	『宗麟』1-6
10	(天文12年) 10・26	義鑑	五条殿	入田丹後守 (親康)	就肥後国守護 職御判頂戴為 祝儀	五条	『増編大』18-136
11	(天文12年) 12・18	義鑑	三原和泉守殿	入田丹後守 (親康)	就肥後国守護 職御判頂戴為 祝儀	二原	『増編大』18-140
12	(天文16年) 11・19	義鑑	田尻又三郎殿	(田北) 鑑生		田尻48	『佐賀』7-p91
13	(天文17年) 9・3	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)		田尻49	『佐賀』7-p92
14	年末詳12・15	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)	就鷹尾要書被 取携候為祝儀	田尻52	『佐賀』7-p94
15	年末詳2・5	義鑑	草野太郎殿	豊能大蔵少輔		筑後草野	『増編大』18-451
16	年末詳4・24	義鑑	五条殿	白杵民部少輔 (長景)	祝儀	五条	『増編大』18-467
17	年末詳12・17	義鑑	五条殿	本庄伊賀守 (親宗)	祝儀	五条	『増編大』18-533
18	年末詳4・28	義鑑	五条殿	豊能美作入道 (永源)	礼状	五条127 (写)	『熊本』4-p668
19	年末詳1・23	義鑑	五条殿	入田掃部頭		五条152	『熊本』4-p686
20	年末詳9・13	義鑑	五条殿	(山下) 親直		五条160	『熊本』4-p690
21	年末詳5・13	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)	至義之御宇五 郎為拝領祝儀	田尻38	『佐賀』7-p26
22	年末詳8・16	義鑑	高良山座主御坊	(臼杵) 親連		高良山座主 直	『久留米』7-p74

刊本は、『佐賀』=『佐賀県史料集成』、『久留米』=『久留米市史』である。
また添状発給者の太字は大友氏年寄である。

がその従属する国衆から進物類を多く求めていたことは、永祿八年(一五六五)十月三日付で豊前国に派遣された検使が出立に際し当主宗麟から与えられた条々に「一、請直恩、奉公緩之事、付、年頭、八朝、歳暮、祝儀之事」⁽²⁹⁾とあることからも理解できる。また天正六年(一五七八)に比定できる大友氏年寄佐伯宗天のものと思われる書状には、「従秋月種実年頭祝儀言上候哉、御両殿様、両御簾中様へ進物等之儀廳而被遂披露、御書被申請、御使者早々被差返」⁽³⁰⁾とあり、筑前国衆秋月氏から大友氏に「年頭祝儀」の進物が到来したかどうか気にかけている様子を窺うことができる。このように国衆から進物を特に求めていることは、戦国大名大友氏に特徴的に多く見られる事例であり、こうした年中行事の儀礼を通じて毎年国衆に進物を催促し、その従属関係を確認するという行為が大友氏権力―国衆間の関係、すなわち国衆の自立性の高さ、大友氏の支配力の緩やかさを象徴的に示していると言えるのではないだろうか。

次章では、本章にて抽出した他国における方がいかなる機能を果たしていたのか、具体的に検討していくことにする。

註

- (1) その根拠は、豊臣政権による豊後改易後の大友氏が先例を調査させて作成させたことされる「当家筆法之抄条々」四九条(「大友義一氏家藏文書」『増編大』三二卷)に「宿老へ方分被仰付候事」と「宿老」(年寄)から「方分」を任命する際に発給される当主判物の形式が載せられていることによるものである。ただしこの形式により方分が任命されたという史料は現在のところ管見の限り見当たらない。なお、引用史料の表記は、以下『増編大』Ⅱ『増補訂正編年大友史料』、『熊本』Ⅱ『熊本縣史料』中世篇、『佐賀』Ⅱ『佐賀県史料集成』、『宗麟』Ⅱ『大分県先哲叢書大友宗麟資料集』、『大宰府』Ⅱ『大宰府・太宰府天満宮史料』とする。
- (2) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』。
- (3) 福川一徳「大友宗麟関係人物事典」(芥川龍男編『大友宗麟のすべて』新人物往来社、一九八六年)。
- (4) 前掲橋本「大友氏の領国支配機構―方分の再検討―」。

- (5) 西村圭子「大友氏末期における筑前支配形態の変遷」(『大類伸博士喜寿記念史学論文集』日本女子大学史学研究会、一九六二年)。
- (6) 例えば、福川一徳氏はその仕事が「人物事典」ということもあり、方分と推定している人物の根拠となる史料を提示してはいない。
- (7) 方分に推定されている人物のうち、年寄でない人物を列挙すると、田原親宏、柴田礼能、田原親家、吉弘鑑久、浦上宗鉄、吉弘鎮信、志賀伊勢入道、豊饒水源、葛西周防入道、一万田鑑実、木上宗閑、高橋紹運であり、これらの人物が大友氏政権中枢にて年寄連署奉書などに加判しているという事例はない。
- (8) 前掲芥川『豊後大友氏』。
- (9) 木村忠夫「耳川合戦と大友政権」(戦国大名論集七 木村忠夫編『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九七二年)。
- (10) 「大友義一氏家蔵文書」『増編大』三一卷。
- (11) 渡辺澄夫「北九州支配体制の完成と領国崩壊過程」(『大分県史』中世篇Ⅲ、一九八七年)。
- (12) 「広福寺文書」一一一号(『熊本』一卷、三二二頁)には、「殊統目御判形之事、方分迄被仰事共候、從親廉委細蒙仰候之条、是又早速致其調候」とあり、当時入田親廉が肥後国の方分であったことが理解できる。
- (13) 「相良家文書」(『増編大』二三卷三〇二号)の別紙追書には「鑑理事長病相究、前七日死去候、就夫肥州方分之儀至白杵鑑速被 仰付候」とあり、吉弘鑑理の死去により後任として白杵鑑速が「肥州方分」に任命された旨が伝えられている。なお吉弘鑑理の没日は、堀本一繁「大友氏加判衆吉弘鑑理の没日」(『戦国史研究』三〇号、一九九五年)によれば、元亀元年(一五七〇)六月七日である。
- (14) (註13)「相良家文書」に同じ。
- (15) 「横岳文書」九三号(『佐賀』六卷二二五頁)。なお白杵鑑速没年の年代比定は堀本一繁「龍造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」(『日本歴史』五九八号、一九九八年)の(注四〇)を参照。
- (16) 入田親廉の年寄としての初見史料は「五条文書」(『増編大』十五卷三〇九号)である。
- (17) 小原鑑元の年寄としての終見史料は「野上文書」(『宗麟』一卷二四四号)である。

- (18) 志賀親守の年寄としての終見史料は「蒲池文書」(『宗麟』二卷七一三号)である。
- (19) 臼杵鑑速の年寄としての終見史料は「五条文書」天正二年に比定される三月廿七日付大友氏年寄連署添状(『宗麟』四卷一五一八号)である。鑑速は同年五月八日に死去するが、その直前まで年寄としての職務を務めている。
- (20) 志賀親度(親慶)の年寄としての終見史料は「五条文書」(『宗麟』五卷一六五四号)である。
- (21) 「太宰府天満宮文書」(『大宰府』十四卷三五三頁)。
- (22) 「太宰府天満宮文書」(『大宰府』十五卷一〇三頁)。
- (23) 「薦野家譜」(『増編大』二六卷五二七号)。
- (24) (註15)に同じ。
- (25) 「佐田文書」(『増編大』二二卷二二四号)。
- (26) 「田原文書」(『増編大』二四卷二二四号)。
- (27) 筑後国における方分は、享祿四年(一五三一)霜月に筑後の国衆問注所氏が「大友氏当主に対面した時の記録に「御老中御方分」がその場に同席したとあるのが初見史料(「問注所文書」『増編大』十八卷四三二号)であり、当時の方分が誰であるかは不明であるが、この頃すでに筑後国方分が設置されていたことは確実である。そしてほぼ同時期のものと思われる「太宰府天満宮文書」(『大宰府』十四卷三五三頁)には、「本庄親栄方分与申」とあり、その当時の筑後国方分が本庄親栄であったことがわかる。本庄親栄は享祿・天文年間初期に筑後国での活動が確認できるが、年寄として政権中枢での活動は確認できず、実際に筑後国へと現地に赴任した形跡も認められるため、「方分」ではあるが本稿にて明らかにする政権中枢にて活動する方分とは異なる「方分」初期の活動形態であったと考える。
- (28) 中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」(『福岡大学大学院論集』三二一一、二〇〇〇年)。
- (29) 「大友家文書録」(『宗麟』三卷九二〇号)。
- (30) 「薬師寺文書」(『増編大』二四卷三二一号)。

第二章 他国における方分の職務実態

第一節 方分の機能

第一章にて検討したように、他国における方分の機能は、大友氏当主発給文書の添状発給者として史料上に現われる大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」であることが第一に挙げられる。こうした「固定した意思伝達ルート」たる自己の職務を、方分自身が明確に自認していたことは次に挙げる筑後国方分戸次鑑連書状から理解できるだろう。

鎮定御息御契約之儀承候、雖斟酌深重候、遠方迄態蒙仰候条、任貴意候、鑑連事、当時御方角御進物取次可申之段、被仰付候、然者向後相当之儀、別而可申談之条、本望之至候、猶彼方可被申候、恐々謹言、

三月廿八日

(戸次)鑑連(花押)

五条殿 御報(一)

この書状にて戸次氏は担当国の国衆である五条氏に対して、自身の方分任命について「御方角御進物取次」を仰せ付けられた、という方分の「取次」役という役割、しかも前章にて指摘したように大友氏に特徴的に多くみられる「御進物」の「取次」役であるという職務認識を方分自身が明確に示しているのである。戸次氏同様に肥前国方分白杵鑑連もその書状中にて担当国の国衆横岳氏に対し、「拙者事ハ、致承次進退之儀候間、兎角鎮貞御父子御用捨不可有別儀候」と、自身が「承次」に任命されたので横岳(鎮貞)氏父子のことについては疎かに扱わない旨を伝えている。この史料に関して従来の先行研究では、「方分」の別称として「承次」が使用されている点にしか着目していないが、この「承次」とは文字通りに「取次」役である、という自己の職務認識を方分自身が明確に表現したものであるとして捉えるべきであろう。

こうした「取次」役たる方分の役割は、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」としての役割のみならず、大友氏権力への上申ルートとしての機能も果たしていた。

一、從御三人可被遂言上儀共、今程御方分不被相定之由候之条、其間之儀、於 御座所、誰一人駝被 仰付、聊不相滞様
御分別可為肝心之由、今度堅奉遂言上候事、⁽⁴⁾

この史料は、天正八年（一五八〇）十月廿四日に大友氏重臣高橋主膳入道紹運・戸次伯耆入道道雪が筑後の国衆五条氏・津江氏らに宛てた連署起請文の条文第三條である。天正八年当時筑後国では「御方分」が定まっていなかったために、五条氏・津江氏ら「御三人」から大友氏側へ「言上儀」があったとしても滞りが生じるような状況にあった。そのため高橋・戸次両氏は、方分を任命するよう「御座所」（大友氏当主に進言すべき事を起請文に誓っている。ここにある「言上儀」がいかなる内容のものを指しているのか、それに方分がどのように関わっていたのか、これだけでは明らかにし得ないが、方分が国衆から大友氏権力への上申ルートとして重要な役割を担っていたことは明らかであろう。

したがって、他国における方分は、「取次」役として大友氏権力―国衆間において大友氏権力からの意思伝達だけでなく、国衆側から大友氏権力への上申ルートとしての役割も担っていたのである。

第二節 大友氏権力への「奏者」方分

本節では、国衆から大友氏権力への訴訟の過程における取次役たる方分の機能と実態について検討していくが、ここではこうした訴訟の窓口となり案件を大友氏当主へと取り次ぐ取次役としての方分を、以下便宜上「奏者」と称することに⁽⁵⁾する。

次に挙げる史料は、永祿年間（一五五八―一五七〇）のものと考えられる太宰府社官法印信寛が大友氏権力へ訴訟を起こした際の申状の簡条書第二條である。

一大鳥居事者、去時分如申、御社奉行又者郡代及茂不申上候、御方分様一篇之儀候、此等之趣一社中へ茂申渡候、御方分様へ社家衆申上時者、為留守所、或副状、或以一人、申上旧例ニ候、⁽⁶⁾

この訴訟に関する具体的な内容は明らかでないが、ここで注目すべきは訴訟を起こす際に、「御社奉行」、「郡代」という

他の訴訟ルートが選択肢として存在するにも関わらず、「御方分様一篇之儀候」と、唯一「御方分様」を大友氏当主への奏者として選択している点である。つまり、大友氏当主への「奏者」となる立場の人物はいくつか存在するが、その「奏者」を選択するのは訴訟を起こす側であったのである。また方分を奏者として訴訟を起こす時には、太宰府「留守所」が「副状」を添えるか、使者を派遣するということが「旧例」であると、その手続の作法が定められていることは、方分を奏者とする訴訟は頻繁に行なわれていたことを窺わせるものである。このようなことから、訴訟を起こす側にとって奏者たる方分は、自己の要求実現を可能にしてくれる存在として、特に重要な存在と目されていたと考えられる。

さらに国衆から大友氏権力への訴訟に奏者たる方分がどのように関わっていたのか具体的に検討してみよう。

追而、鑑速今月八就御遠行、貴国御方分之事、親賢江被仰出候、其故、彼御判之事茂、賢へ申入渡申候、重而賢へ可被仰入候、將又彼御判御給之段、御密々肝要候、自然人々存候へは、無実所佗言之儀共、不可然之由御内々ニ候、貞へも此由可有御入魂候、委者御使へ申伸候、此外不申候、

如芳翰、去年御在国之間、切々得尊意候、于今本望存候、殊鎮貞御申事之儀、鑑速以御取合、御成就、珍重候、御証判之儀、速江被預置候、於于今者、可有御頂戴之由、尤ニ存、令披露候之処、被成 御分別之由、被仰出候、御方分之儀、親賢仰御蒙之条、賢江申入、彼御使江渡申候、委細彼方可被達之条、抛愚筆候、恐々謹言、

五月廿四日 (葛西)宗筥(花押)

天建寺 参御報

(7)

この史料は、天正二年(一五七四)に比定される肥前の国衆横岳氏の訴訟に関するものであり、横岳氏が豊後に派遣した使僧天建寺に対し大友氏当主側近葛西宗筥が宛てた書状である。同日付でほぼ同内容の書状が横岳氏に対しても、葛西宗筥と、肥前国分田原親賢から出されている。さて、この葛西宗筥書状では、横岳鎮貞の「御申事之儀」について肥前国分田原白杵鑑速が奏者として大友氏当主に「御取合」した結果、当主の判物が発給されたが、その判物はすぐさま横岳氏のもとへもたらされ

るのではなく、臼杵氏が保管している旨が報じられている。そうした状態にあった当主判物は、当主側近葛西氏が当主に「披露」したことにより、横岳氏が「御頂戴」してもよいという当主の許可を得た結果、ようやく横岳氏のもとへ渡されることが伝えられている。

ただし、その判物は当主に披露した側近葛西氏が横岳氏に渡すではなく、臼杵氏に替わり新方分となった田原親賢を經由して横岳氏の使者に渡されている。この訴訟における方分の役割は、まず奏者として当主判物の発給を実現した旧方分臼杵氏と、発給された判物を横岳氏の使者に渡した新方分田原氏の行動にみる事ができる。つまり、訴訟に関する担当地域の方分の役割は、訴訟を起こす者に対する直接の窓口となり、奏者として当主に取り次ぐこと、そして発給された当主判物を受益者に渡すことにあつたのである。

したがって、他国においては、大友氏権力―国衆間の公的なルートとして、方分が大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」となり、また訴訟の奏者となるのが基本であつたのである。そしてこうした取次役となる担当国の方分を抜きにしては、他国における大友氏権力―国衆の間での意思疎通は円滑に行なえなかつたと考える。

またこの事例において注目すべきは、大友氏当主と横岳氏との間には方分臼杵・田原氏、当主側近葛西氏と政治的立場の異なる大友氏家臣がそれぞれの立場から取次に介在していることである。ここに政権中枢では国衆―奏者方分―大友氏当主という取次ルートの中に、さらに当主側近が介在するという取次の重層性が指摘できる。ただし、ここでの当主側近の役割は、奏者たる方分と当主の間に介在し、当主へと案件を披露することが主たる役割であり、それは奏者である方分―当主間における取次役にとどまつたものと考ええる。

次節では、方分が取次役として活動する場が政権中枢である、という点に着目してさらに方分の役割を具体的に明らかにしたい。

第三節 大友氏権力の文書発給における方分

方分の最大の特徴は、政権中枢の最高位にある現役の年寄が（他国においては）おのおの一国ずつ分担して領域支配を担当したという点にあらう。しかし、従来の先行研究では、この政権中枢における年寄たる方分の役割についてはまったく明らかにされていないのである。前述したように他国における方分の機能は取次役を第一としたものであり、訴訟時には担当国の国衆の奏者として重要な役割を果たしていた。ここではさらに政権中枢における取次役たる方分の実態を明確にしたい。

次に挙げる史料は、永禄元年（一五五八）に太宰府天満宮の社官大鳥居氏が筑後国社領の安堵を求めて大友氏へ訴訟を起こした様子について、訴訟に関つた太宰府側の社官が記したと考えられる記録の一部である。

然者二、三日中ニ長吉房豊州へ差寄せ、先例之趣をこまくと可申上候、（中略）白杵ニ罷着、当国御方分田北殿ニ付奉頼候、彼内者木村大炊助今備前守鑑盛機嫌をとり候て種々申候間、筑後国社領之御書、御方分之御状請取候、屋形様御対面之事、殊外忝候て播□日候、祇候之時、諸国之雜掌同前ニハをかれす候て、御談合所之次間ニめしをかれ候よし申候、是も御神慮にて候、先々筑後成就候て十月十七日ニ帰宿候、在府三十四、五日之内ニ御書・御奉書相調候事神変不思議之由、国中之衆被仰候、⁽¹⁰⁾

大鳥居氏は、訴訟のために使僧「長吉房」を豊後に派遣しており、長吉房は当時大友氏の政庁都市であり当主が居住していた「白杵」へと赴き、訴訟を起こしている。この時に長吉房が奏者として選び頼つたのが「当国御方分田北殿」、すなわち筑後国方分田北鑑生であった。その際に、方分田北氏の「内者」である木村鑑盛も長吉房のために種々取り計らっている事実が興味深い。こうした方分田北氏とその「内者」木村氏が長吉房のために奔走した結果、無事筑後国社領を安堵する旨の当主義鎮の「御書」と「御方分之御状」が発給されている。

この訴訟につき注目すべきは次の二点であらう。第一に長吉坊が訴訟のために白杵に滞在したのは、「在庄三十四、五日」という期間であつたことである。この三十数日間という期間に文書が発給されるといふことは、「神変不思議之由」であると

他の者たちに噂されるほど、通常では考えられない驚くべき早さであり、異例の短期間のうちに長吉房は文書の獲得に成功しているのである。このように長吉坊が異例の速さで文書を獲得できたのは、ひとえに奏者として選択した方分田北氏の奔走によるものが大きかったためであろう。訴訟の際に奏者を選択するのは、訴訟を起こす側にあつたことは先に指摘したが、奏者の選択を誤れば、訴訟のために派遣された使者たちはおそらく長期間に亘り豊後府内なり臼杵に滞在を余儀なくされたのであろう。

第二にこの史料では、長吉坊が獲得した「御書」・「御方分之御状」のことを「御書」「御奉書」と言い換えている点である。「御書」とは、永祿元年(一五五八)十月三日付で発給された大友義鎮安堵状のことであり、⁽¹¹⁾「御方分之御状」とは義鎮安堵状の文末にある「猶田北大和守可申候」という文言を受けて発給された同年十月七日付の方分田北鑑生添状のことである。⁽¹²⁾この「御方分之御状」(田北鑑生添状)を、文書の受給者側では「御奉書」と言い換えるほど、方分の発給した添状を重要視しているのである。一般に大友氏権力において「奉書」と称するのは、年寄たちが連署して発給する年寄連署奉書のことであり、そして大友氏当主が発給する所領安堵状の文末に添状発給者が記されることは異例のことである。しかし、このようにわざわざ方分の添状が付されたのは、それだけこの訴訟に関して方分が深く関与しており、受益者の訴訟に親身になり奔走していたことを如実に物語っていることの裏返しと捉えられよう。

さらにもう一例、政権中枢における方分の活動を示す史料を挙げよう。

如仰今年之御慶重疊、猶更不可有際限候、仍於豊前表兩年之御軍勞、更難述紙面候、別而御心懸之次第、銘々達 上聞候之条、御感不斜候、然者守部跡之内少々御取合申度覚悟候而、度々令披露候之間、屋刑様過半御納得之分候処、從 御藤中様御口能之子細候之条、不及了見候、併右御闕地之内寒田六町分之事、漸申調候、津江鑑盛被仰談、三町宛先々御知行專一候、早々 御判調雖可進候、彼地計者餘細少分之儀候之間、必急度可有御雜霧之餘、於筑前国一所申加、御外聞実儀可然様、涯分可致取合候、鑑理別而添心被申候、為御存知候、猶大淵兵部少輔方可有口達之条、閣筆候、恐々謹言、

(永祿六年)二月八日

(戸次)鑑連(花押)

二八

五条殿

御報⁽¹³⁾

これは永祿六年(一五六三)に比定される筑後国方分戸次鑑連が国衆五条氏に宛てた書状である。書状では、五条氏の軍勞に對して所領が与えられるよう戸次氏が種々奔走している様子が述べられている。この書状にて注目すべきは、戸次氏が五条氏のために、必ず「御雜務」の際には筑前国において「一所」を工面し、五条氏の面目が立つようにすることを約束している点である。「御雜務」(御雜務)とは、大友氏当主臨席の合議、あるいは案件について当主の裁許を得る場を指すと考えられるが、その場にて方分である戸次氏が担当国の国衆である五条氏のために恩賞宛行の提案をするのである。さらに、その所領が筑前国にあることから筑前国方分である「鑑理」(吉弘鑑理)も「添心」(協力)している旨を付け加えている。つまり、担当国の案件に關して、方分は合議の際に提案者となっており、文書(当主判物)発給に際し大きく関与していたことがわかる。

以上から、大友政権中枢において、大友氏権力の文書発給(当主判物)には担当国の方分が文書発給を左右するほど大きな権限・発言力を握っていたということができよう。すなわち方分は、担当国に對する文書の発給・受給の過程に關与しており、また領国経営や訴訟の裁決を議する合議の場では案件に關して提案者となっており、その結果担当国の方分を抜きにしてその国に關する大友氏権力の文書が発給されることはなかったのである。

こうした大友氏権力における文書発給時の方分の強大な権限に着目してか、方分―担当国の国衆間において私的な契約關係が結ばれている事例もみられる⁽¹⁴⁾。ここで、本章第一節にて引用した史料の一部を再び引用してみることにする。

鎮定御息御契約之儀承候、雖斟酌深重候、遠方迄態蒙仰候条、任貴意候、鑑連事、當時御方角御進物取次可申之段、被仰付候⁽¹⁵⁾。

この史料は、筑後国方分戸次鑑連が自身の方分任命について国衆五条鎮定に對して伝えたものである。この書状にて注目す

べきは、戸次氏が(五条)鎮定「御息」との「契約之儀」を承った旨を伝えている点である。それでは、その「契約之儀」とは具体的にはどういうことなのであろうか。この「契約之儀」については、別の書状で戸次氏が「御息御名之事承候、雖斟酌深重候、強而蒙仰候条、千寿丸殿懇御意候」⁽¹⁶⁾と述べていることから、五条氏「御息」の童名「千寿丸」を戸次氏が名付けたことが「契約之儀」の内容である。同様の事例として、筑後の国衆草野氏と方分入田親廉間での「御二男字之事」⁽¹⁷⁾、天満宮大鳥居氏と筑前国方分臼杵鑑統間での「御息房童殿袴着之事」⁽¹⁸⁾などが確認できる。

こうした「契約之儀」では何れの場合でも方分と契約関係を結ぶのが国衆本人ではなく、その「御息」である。しかもその契約の内容は、方分が「御息」の童名を名付けること・袴着親になることであつた。⁽¹⁹⁾しかし方分とそうした手段を用いて特別な関係を築いた「御息」たちも、元服時には大友氏当主から一字を拝領することにより、当主と直接主従関係を形成している。⁽²⁰⁾ここで重要なのは、当主と主従関係を形成する儀礼である元服以前に袴着・童名などの「契約」関係をわざわざ国衆たちが方分と結んでいることである。第一章にて確認したように、方分は職制であり、その交代は突然かつ頻繁に行われるものであり、また世襲されるものでもなかった。すなわち、方分と特定の国に対する関係は、在職中を除き、固定的なものではなかったのである。にもかかわらず、こうした特別な関係を築いているのは、今後の自己の進退、訴訟などに関して、事を最も有利に運んでくれるのが方分であるという国衆たちの主体的な判断からであつたと考える。

註

- (1) 「五条文書」一八三号(『熊本』四卷七〇四頁)。
- (2) 「横岳文書」(『増編大』二二卷一一七号)。
- (3) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』五八七頁。
- (4) 「五条文書」二五二号(『熊本』四卷七四九頁)。

(5) 「奏者」とは、通常主君に案件を直接披露する人のことを指すが、ここでいう「奏者」とは、訴訟に関して自分が国衆との窓口となり訴訟を受理し、(当主側近層を介する場合も含めて)大友氏当主へと案件を取り次ぐという一連の取次行為を意味して「奏者」という語を使用している。

(6) 「太宰府天満宮文書」(『大宰府』十五卷三一―九頁)。

(7) 「横岳文書」九三号(『佐賀』六卷二二―五頁)。

(8) 「横岳文書」一八二号(『佐賀』六卷二八―五頁)。

(9) 「横岳文書」一七七号(『佐賀』六卷二八―二頁)。

(10) 「太宰府天満宮文書」(『大宰府』十五卷一〇―三頁)。

(11) 「大鳥居文書」(『大宰府』十五卷二二―頁)。

(12) 「大鳥居文書」(『大宰府』十五卷二二―頁)。

(13) 「五条文書」一七八号(『熊本』四卷七〇―頁)。

(14) 大友氏家臣相互問において、私的な保護・被保護関係である与力契約関係が結ばれていたことは、桑波田興「大友氏家臣団についての一考察」(戦国大名論集七 木村忠夫編『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九六一年)を参照。

(15) (註1)に同じ。

(16) 「五条文書」一八五号(『熊本』四卷七〇―五頁)。

(17) 「草野文書」(『増編大』十八卷五一―三号)。

(18) 「西高辻文書」(『増編大』二二卷三七号)。

(19) 袴儀とは、幼児から児童に成長することを祝ってはじめて袴をつける儀式であり、武家では着袴親は父または親戚の宿望ある者が勤めるほど、当事者と着袴親となる者との関係は特別なものであった。

(20) 加藤秀幸「一字書出と官途(受領)挙状の混淆について」(『古文書研究』五号、一九七一年)によれば、武家社会において、元服とは童名が通称に変わり、諱が命名され、一人前として主君に初出仕することであるとされる。

本稿にて明らかにしたことを簡単に整理して結びとしたい。

戦国期大友氏独自の領域支配機構の一つである方分とは、本国以外の他国では政権中枢における年寄が一国ごとにその担当国を分担して設置された、大友氏権力―国衆間における「取次」役であった。他国における取次役たる方分は、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」としての役割が第一の職務であり、一方方分は国衆から大友氏権力への訴訟の際には奏者となり案件を当主へと取り次いでいた。そしてその際、政権中枢における方分の権限は当主判物の発給を左右するほど大きなものであった。したがって、他国においては取次役たる担当国の方分が介入することなしには、大友氏権力―国衆間における意思疎通が円滑に行なわれることはなかったと考える。

他国における方分の最大の特徴は、現役的年寄が政権中枢にて一国ごとに「取次」役として担当国を分担したという点であり、方分が現役的年寄である以上その担当国に赴任する事は基本的にはなかったと考える。従来の先行研究では、この点についてあまり考慮されていなかったが、「城督」等の現地機関とは明確に区別すべき問題であろう。そして政権中枢にある方分は、外山氏が言う室町期の守護代の系譜をひいているものとは言えず、またその設置時期が筑後・肥後国では菊池氏勢力の後退時期、豊前・筑前では大内氏滅亡後とほぼ一致することから、戦国期になり新たに設けられた他国支配機構なのである。特に方分設置時期が義鑑代の天文年間に求められたことは、三重野誠⁽¹⁾氏が本国における大友氏の地域支配の展開を天文年間に求めているのと一致して興味深く、本国・他国ともに戦国大名大友氏にとってこの天文年間に大きな質的転換を遂げた時期であったのではないだろうか。

冒頭で述べたが、戦国期の大友氏がそれ以前と大きく異なるのは、やはり他国へとその領国を拡大した点にあらう。近年の戦国大名研究において、大名領国に存在し、独自の領域支配権を確立していた国衆の存在と大名権力との関係が問題となつて

おり、こうした問題に関する最も代表的なものが、主に関東後北条氏領国を中心に検討している黒田基樹氏の一連の研究である。⁽²⁾ 黒田氏は、そうした独立性の強い国衆が、大名領国の外縁部(主に大名の本国ではなく他国)に存在することに着目し研究

成果を蓄積させつつあるが、それは関東の大名のみならず、九州大名である大友氏領国においても同様であろう。

本稿にて明らかにした他国における方分とは、こうした独立性の強い他国における国衆と大友氏権力を結び取次役であったのである。つまり、戦国期大友氏の他国支配は、こうした国衆との取次役である方分が政権中枢にあり、そして臨時的に大友氏当主から直接、特定の命令を帯びて「検使」が派遣され、現地には特に要地に「城督」が設置され、またところによっては室町期以来の「郡代」も置かれていた、という支配体制であったのである。したがって、方分と現地における大友氏権力の地域支配機構である「城督」「郡代」との関係であるが、方分の職務の第一が国衆との取次役にある以上、方分―「城督」「郡代」間における指揮命令系統は存在しなかったと考える。そして従来の先行研究が方分の権限として指摘する①行政権、②司法警察権、③軍事指揮権などの権限は、場合によっては与えられることもあったであろう付加的権限としてのものであったと考える。⁽³⁾

取次役である方分が、年寄のなから一国ごとに設置され、その方分が発給する文書には国衆の進物到来を賀す礼状が多いのは大友氏に特徴的なことであり、このことは大友氏権力―国衆との関係を考える上で興味深く、今後大友氏の他国支配を考える上で大いに参考とすべき問題であると考ええる。今後はこうした他国における大友氏権力―国衆の関係をさらに検討すること、また「城督」「郡代」などの地域支配機構の実態を明らかにすることが、大友氏の他国支配、ひいては当該期の九州の政治史を解明するためには必要なことであろう。また本稿では検討しなかった本国における「方分」の機能と実態は今後検討を要する課題であると考ええる。

(1) 前掲三重野『大名領国支配の構造』(二六九頁)は、政所・検使という地域支配機構の機能と変遷を検討した結果、大友氏における地域支配の展開を天文年間に置いている。また、大友領国下において「城誘」という文言が見られるのも天文年間であり、そして守護職に関しても義鑑代以降は安堵の御教書さえ必要となくなることが明らかになっている。その結果、戦国期の大友氏における大きな転換点を二〇代義鑑から二一代義鎮にかけてのいわゆる天文年間に比定することが可能になるのではないかと指摘している。

(2) 黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年)、同『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、二〇〇一年)など。

(3) 本国における方分の初見は、明応四年(一四九五)の国東郡における市河親清(「永弘文書」『増編大』十二卷四六二号)であり、また戦国末期である天正十二年(一五八四)卯月三日付大友府蘭条々覚(「大友文書」『宗麟』五卷一八四七号)にも「方分」がみられ、それには「一、一郡同諸郷庄公事沙汰令出来、以閉目之上、闕地等於有之者、方分并役所へ被申付、裁判之人被任申旨、堅固可被加下知事」とあり、外山幹夫氏が方分の権限の第一として挙げる行政権の根拠とする史料である。こうした本国豊後内における「方分」と、本稿にて明らかにした他国における取次役たる方分の機能と実態の相違は従来の研究においてはまったく考慮されていなかったが、明確に区別すべきであろう。

(付記)本稿は、平成十五年一月に熊本大学大学院文学研究科へ提出した修士論文「戦国大名大友氏の権力構造と領域支配」の一部を修正・加筆したものである。

(熊本市西子飼町九一一コーポ賀久二〇六号室)